

[事案 2019-3] 就業不能給付金等支払請求

・令和元年9月10日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前発病等を理由に給付金が支払われなかったことを不服として、就業不能給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年12月から腰部脊柱管狭窄症により約5か月間通院治療を行ったため、同月に契約した就業不能保険にもとづき給付金を請求したところ、責任開始期前に発症していること等を理由として、支払われなかったが、以下の理由により、就労所得保障給付金を支払ってほしい。また、給付金の支払いが遅れたことによる遅延損害金、および精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 保険会社の支払部門の担当者から「入院をすれば給付金が支払われる可能性があるが、自宅療養では難しい」という説明を受けたが、契約上は、60日以上自宅療養した場合にも給付金が支払われるとある。
- (2) 募集人に対して、申込日に病院を受診したことを告げたところ、募集人から、病院に行ったことは内緒で手続きしますと言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 医療記録によれば、申立人は本契約締結の前月に、腰部脊柱管狭窄症と診断されており、約款記載の給付金支払要件である「責任開始期以後の疾病」に該当しない。
- (2) 医師の診断書・意見書等では申立人の身体の障害状態に言及がなく、申立人の症状は軽度であると考えられ、申立人は約款所定の状態に該当しない。
- (3) 募集人が、申立人から病院を受診したことを聞いたり、申立人に対して病院に行ったことは内緒で手続きをする旨を告げりしたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の責任開始期前発病は明らかである一方、募集人に告知に関して不適切な取扱いがあったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。